

徳島県立徳島寮給食調理業務事業者募集要項

徳島県立徳島寮における、給食調理業務事業者を募集します。この募集に参加される方は、本要項をよく読み、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

1 業務の概要

- (1) 業務名
徳島県立徳島寮給食調理業務
- (2) 業務内容
徳島県立徳島寮給食調理業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

2 応募資格

応募者は、次の事項に定める要件を全て満たす法人、個人、複数の法人又は個人により構成されるグループ（以下「参加グループ」）に限り応募できるものとします。

応募については、1事業者につき1申請のみとし、共同提案への参加については、単独で応募した法人または個人は参加グループの構成員となることはできません。また、当該グループの構成員は、他の参加グループの構成員を兼ねることや、単独で応募することはできません。

- (1) 最近3年間に於いて、継続して食堂等の飲食業の運営実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを行っている又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 営業に関し法律上必要とされる資格、免許を有する者を従事させることができる者であること。
- (8) 本事業を円滑に遂行できる安定かつ健全な財務能力を有していること。

3 応募申込手続き

- (1) 申込に必要な書類
 - ア 企画提案書（様式1～4） 各1部
 - 様式1 企画提案書（企画提案内容については形式自由）
 - 様式2 事業者概要
 - 様式3 衛生管理体制

様式4 食事の企画

イ 見積書（任意様式） 1部

ウ 法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しも可）
法人格を有しない場合は、これに類するもの 1部

エ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） 1部

(2) 提出期限

令和8年11月13日（金）午後4時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵便により提出すること

(4) 提出先

〒770-0006 徳島市北矢三町2丁目1番1号
徳島県立徳島科学技術高等学校事務室

(5) 徳島県立徳島寮厨房の見学【要連絡】

令和8年10月23日（金）から令和8年11月6日（金）までの期間、厨房等の現地確認をすることができます。

ただし、厨房を使用中のときは、現地確認できる範囲や内容が制限されることがあります。

※事前に徳島寮（088-632-5733）へお電話ください。

(6) 提出書類等に係る質疑

質疑は、質問書により行うものとし、下記7に記載の問合せ先まで電子メール又はファクシミリにより令和8年11月6日（金）までに送付すること。

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールにより回答する。

4 審査方法

(1) 応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書について、別に設置する選定委員会が書面審査により実施し、最も評価の高かった事業者を候補者に選定する。

(2) 応募者が1者であった場合は、その提案内容を選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

(3) 審査結果は、審査を受けた応募者全てに対し書面により通知するとともに、決定した事業者名を県ホームページにて公表する。

5 事業者の決定の取消し

次の事項が確認された場合は、事業者の決定を取り消します。

(1) 本要項に定める応募資格を失ったとき。

(2) 決定から事業開始までの間に事業者の諸般の事情変化等により、提出した企画提案書に沿った事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

(3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。

6 その他留意事項

(1) 提出された書類について、提出後の追加及び変更は認めません。

(2) 提出された書類の内容については、事業者選定以外には利用しません。

(3) 提出された書類については一切返却いたしません。

(4) 書類の作成、提出に関する一切の費用は申込者の負担とします。

(5) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。

- (6) 提出された書類は徳島県情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (7) 手続きにおいて使用する言語・通貨は、日本語・日本国通貨とします。
- (8) 申込者は、事業者に決定された後、本要項等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

7 問合せ先

徳島市北矢三町2丁目1番1号

徳島県立徳島科学技術高等学校事務室

電話番号：088-631-4185

ファクシミリ：088-631-1110

電子メール：tokushimakagakugijutsukoukou@pref.tokushima.lg.jp